2019 年 3 月 31 日

# 神奈川県弁護士協同組合ニュース

Kanagawa Lawyers Cooperative News

No.46

発行者／神奈川県弁護士協同組合　〒 231-0021 横浜市中区日本大通 9　神奈川県弁護士会館内　TEL /045-211-7712

## 巻頭言 神奈川県弁護士協同組合叢書発刊!!

理事長　庄司　道弘

このたび、神奈川県弁護士協同組合（以下「神弁協」といいます。）は、出版事業を開始することになりました。名称は神奈川県弁護士協同組合叢書、略して「神弁協叢書」です。

その第一弾として、本間久雄当組合員著「弁護士実務に効く－判例にみる宗教法人の法律問題」を第一法規より３月６日に発刊いたしました。この本の内容等の詳細は、後記 P3 をご覧ください。

ところで、神弁協が出版事業を手がけるに至った事情はつぎのとおりです。

当神奈川県弁護士会（以下「当会」といいます。）内では、「本」の類としては、すでに各委員会編集のマニュアル、ガイドブックや研究成果を著わした論文集『専門実務研究』等がありますが、弁護士会は営利活動ができないところから、営利を伴う出版活動ができません。そのため、前記の素晴らしい「本」の活用・流通も、主として、あくまで当会内という狭い範囲に限られています。私は、かねがね、これを会員だけの資産として、限られた範囲でしか利用できないのは誠に惜しいと思っていました。そこで、神弁協として、こうした執筆活動、研究活動の応援に積極的に取り組み、その成果を書籍として出版して、全国のより多くの弁護士、弁護士会、法曹にお届けして、その真価を問いたいと思った次第です。そうすることで、いっそう当会の会員の実務的、知的水準が全国トップレベルにあることを一般ユーザーにも知らしめることができるのではないかと考えています。加えて、印税収入という面も、執筆当会員（委員会）と神弁協との双方に期待できます。

近時、紙媒体の利用が減り、出版事業も厳しさを増す中ではありますが、専門分野の発表・普及・活用には書籍の占める割合や価値はなお大きいものといえます。

今後、神弁協は、「神弁協叢書」の第二弾、第三弾の準備をしております。当会の会員や委員会、研究会で出版を企画したいと思ったとき、神弁協としても積極的に応援させていただきます。我こそはと思う会員、委員会、研究会は、ぜひとも、神弁協宛、若しくは理事長宛でも結構ですから企画をどしどしお持ち込み下さい。企画書の書き方からはじめ、全力でサポートします。

## 専務理事雑感

専務理事　本間　豊

今年度の当協同組合加入者は、平成 30 年 2 月現在、当会会員 1,664 人中 1,595 人を数え、組合加入率が 95.8%となっています。

当協同組合でもホームページ（HP）を一昨年 7 月に開設し、多くの皆様にご利用いただいています。昨年はあろうことかサイバー攻撃を受けましたが、無事撃退しましたのでご安心してご活用ください（HP の詳細は後記 P2 記事ご参照お願いします）。

HPにも掲載しています、小口融資（ご融資金 100 万円）は、その枠を最大 30 人分取っています。100 万円を担保なしでいつでも借りることができます。おおいにご利用ください。

昨年末には、恒例の当協同組合主催のバザーを開催でき（詳細は後記記事ご参照ください）、千歳博信実行委員長をはじめ組合員の皆様には改めまして感謝申し上げます。おかげさまで、出品数も売上も前年度を上回りました。これからは、特約店に呼び掛けまして一層の充実を図りたいと思っております。

また、保釈保証書発行事業につきましても、順調に継続しておりますので、ますますのご活用をお願い申し上げます。

そして、当協同組合は、巻頭言等記載のとおり出版事業を手掛けることにいたしました。

≪平成≫が終わるのを機に、本ニュースも横書き（横組）になり、より親しみやすくなったと思います。

新時代を迎え、協同組合も組合員のご期待に応えるべく、委員会の活性化を図りつつ、活発に活動しております。

今後とも、神奈川県弁護士協同組合の発展にどうぞご協力をお願い申し上げます。

# 全弁協便り

常務理事　瀬古　宜春

【全弁協－全国弁護士協同組合連合会－】は、全国の弁護士協同組合（単協）の連合組織で、昭和59年に設立されました。

全弁協は、スケールメリットを活かして、弁護士賠償責任保険･所得保障保険などの各種保険事業、優良図書の販売･斡旋、特約店からの良質商品の低額斡旋、訴訟記録袋（パンタレイ）･訟廷日誌・弁護士業務便覧の販売などを全国展開しています。

このうち各種保険については、全弁協の主な提携先が損害保険ジャパン日本興亜㈱となっていますが、当組合の主な提携先は三井住友海上火災保険㈱となっています。

これら保険のうち、弁護士の必須アイテムである「弁護士賠償責任保険」は組合員でないと加入できませんので、是非、組合に加入して下さい。

全弁協では、平成25年から「保釈保証書発行事業」を展開していますが、各方面からのご意見を踏まえて、使い勝手を良くする努力を重ねていますので、是非、ご活用下さい。（なお、この事業の詳細は、全弁協のホームページ、「自由と正義」（平成26年4月号）、「全弁協創立30周年記念誌」の「保釈保証書発行事業の実施と今後」（座談会）などをご参照下さい。）

また、全弁協では、今年の4月から「民事保全支払保証（ポンド）制度」を発足させることになっていますので、ご期待下さい。

## 外部監査の雑感

監　事　青木　廣志

英国のEU離脱問題、米中貿易戦争問題、トランプ政権の思惑等々世界経済を左右する大きな問題が山積しておりますが、私の関心事は、どうしても自分が属する業界の動向である。後継者不足による廃業等々からこの10年で中小企業数が劇的に減少すると推計がされている。また税理士の業務は記帳から決算、税務申告代理であるが、記帳（経理）代行はAIに代わられ、申告業務も本人がパソコンで申告できる環境を政府が積極的に推進している。中小企業数の減少、業務のAI化、それに加え競争が激化し税理士業は10年以内に食えない職業と言われている所以である。また司法書士の登記申請業務、社会保険労務士の業務についても政府は電子申請を積極的に推進している。10年以内にこれら業種も相当淘汰される運命にあると思われる。しかし同じ士業でも弁護士業務は様子が異なる。コンピュータ、AIによる代替分野が少ない業種だからである。ただ弁護士数はこの10年で70%増加した。競争の激化からか、或いは事件の複雑さ故のコストアップのためか不明であるが1人当たりの所得が右下がりになっている。経済的基盤を強固にしていくには受注の仕方を研究し、受任業務の多様化に如何に取り組むか等々、経営力が問われる時代に突入している。

## バザー実行委員長雑感

バザー実行委員長　千歳　博信

私が、「バザー実行委員長」として当日のバザーに参加し、売り子として関わった感想は、「楽しい」の一言であった。品物が飛ぶように売れていく様子は、日々の業務ではなかなか見ることができないものであり、新鮮な経験であった。なお、バザーの裏側では、青木康郎副委員長を始めとする海千山千の実行委員の皆さまと事務局を始めとする関係者の皆さまの、品物集めに対する涙ぐましい努力及び事前準備がある。裏方の努力と華やかなバザーとの見事な連携。そして、組合員の皆様の提供品ご協力。この場を借りて感謝申し上げたい。

## バザー当日の様子

理　事　松本　純也

当協同組合主催の年末恒例のバザーが、平成30年12月21日（金）午後0時15分から、神奈川県弁護士会館5階大会場で催された。出品数は、直前の組合員への協力再依頼により、ここ数年にない多くの品数となった。今回も開始前から行列ができた。おなじみ様・お得意様（？）も多い中、「これっておトク」「安い」という声もあちらこちらから挙がり、両手一杯にまとめ買いされる方も少なくなかった。例年同様、今回も盛況のうちに終了予定時刻前には完売となった。

## 協同組合ホームページ　ピンチ…

理　事　青木　康郎

神奈川県弁護士協同組合のホームページができて、早1年半くらいが経とうとしています。皆さん、その存在をご存知でしょうか？

・・・残念ながらあまり閲覧されていないのですが、なんと組合員にはあまり閲覧されていないのに、なぜか国外（しかも中東らしい（笑））から閲覧され、あまつさえサイバー攻撃を受けたりしました。昨年の春頃のことです。いやー、グローバルですねぇ。進んでます。もちろんセキュリティを強化して、現在では大丈夫な状態になっていますが、ほんとにあるんですね、そんなことが。組合員の皆さんも人ごとではなく、セキュリティについて考えてみるのが良いのかもしれません。

さて、ホームページの中身についてですが、書籍の案内などを毎月更新しているほか、すこーしずつ増える特約店を追加して行くなどの更新はあるものの、まだまだ利用しやすい・利用価値の高いホームページとは言えない状況です。何とかしていきたいと思っていますが、既存の担当者等のリソースに限界（?）が来ているきらいもありますので、ぜひ新しい皆さん（期が若いというだけでなく、協同組合に関わったことのない方）の力を貸していただき、よりよいものにしていければと思っています。（なお、パスワードは不定期にメーリスで流しています。もしくは当組合事務局へお問い合わせいただいても構いません）

## 神奈川県弁護士協同組合叢書発刊記念インタビュー

**――　執筆を思い立ったきっかけは。**

平成30年1月に「寺院法務の実務と書式」を共著で発刊したのですが、その際、宗教法人の関係で判例をまとめたものがないことに気づきました。「宗教判例百選」（第二版）も平成3年の刊行が最後で、それ以後も判例が蓄積されています。そこで、想い切って、自分でまとめようと思いました。

**――　宗教法人特有の問題としてどのようなものがありますか。**

例えば、所有権に関して、宗教法人が使用する土地や建物が国や地方公共団体名義になっていることが多かったり、労働関係では、修行僧が労働者として給与や残業代を請求する場合の問題、知的財産面では、お経の経典の著作権の問題や、特定の宗教法人が分派後も分派前の宗教法人の名称を使用するなどの不正競争防止法上の問題などがあります。

**――　執筆にあたって苦心した点はどこでしょうか。**

判例を集める際、既刊の判例集のほか、第一法規、判例秘書、ＴＫＣ、ウエストロー、新日本法規出版（株）の加除式の本に記載されているもの、宗教法学会誌など、すべてを調査して確認した作業ですね。戦後のものだけでも、膨大な量でした。

**――　読む人へのメッセージをお願いします。**

戦後の判例は網羅していますので、弁護士等の実務家が事件処理の参考にするには十分なものとなっています。しかも、基礎的な部分も記載したので、宗教法人の法律問題に初めて取り組む方々にも分かりやすくなっています。

**――　本日は、ありがとうございました。**

（2019年2月25日　聞き手　　理事　古西　達夫）